

二セコ町簡易水道事業経営戦略

令和 2 年（2020年）3 月 策定

令和 7 年（2025年）3 月 改定

二セコ町

ニセコ町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : ニセコ町

事 業 名 : ニセコ町簡易水道

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和35年4月7日	計 画 給 水 人 口	4,800 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適(財務)	現 在 給 水 人 口	4,536 人
		有 収 水 量 密 度	3.03 千㎡/ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水， ☐ ダム， ☐ 伏流水， ☒ 地下水， ☐ 受水， ☐ その他（複数選択可）				
施 設 数	浄水場設置数	8	管 路 延 長	165	千m	
	配水池設置数	9				
施 設 能 力	3,240 m ³ ／日		施 設 利 用 率	60.8	%	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町水道事業の料金体系は、メーター口径毎に区分し、基本料金及び基本水量を設定しており、基本水量を超えた部分に超過料金を適用します。現行の料金体系については以下の表のとおりです。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和元年12月1日	

<料金表>

用途	基 本 料 金			超過料金	最短使用期間
	基本水量	メーター口径	金 額		
普通用	6㎡まで/月	13mm	1,650円/月	150円/㎡ (個別需給給水契約は120円)	0.5ヶ月
		20mm	1,650円/月		
		25mm	1,780円/月		
		30mm	3,850円/月		
		40mm	6,080円/月		
		50mm以上	11,200円/月		
季節用	20㎡まで/年		9,900円/年	300円/㎡	6ヶ月
工事用	なし		なし	620円/㎡	

④ 組 織

本町では、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を一括して上下水道課で運営しています。
上下水道課の職員数は4名で、簡水・下水・農集の3つの公営企業を一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上を図っています。また、財務面では財政部署との連携を図っています。

<職員数・年齢構成等>

	~30歳	31~40歳	41~50歳	51~60歳	60歳~	合計
上下水道課	1人	0人	1人	2人	0人	4人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町の簡易水道事業では、取水・浄水・配水地などの施設管理や水道管等の維持管理について業務委託を行っています。また、その管理業務委託については、長期継続契約により、安定的かつ効率的・経済的な発注に努めています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

本町簡易水道事業は、経営比較分析表において、企業債の着実な償還により収益的収支比率を100%に近づけてきたが、近年は老朽管の更新等により企業債残高が増加傾向にあり、収益的収支比率が70%台後半となっているため、引き続き、簡水事業の規模・各種条件等も踏まえながら、可能な限り収支的収支比率を100%に近づけられるよう経営改善の取り組みを進めていくことが求められています。

現状としては、類似団体平均に比べ、料金回収率は70%と高く、給水原価も低く抑えられていますが、老朽管路が多く、更新や耐震化を進める必要があるため、引き続き経営動向について注視を要します。

直近の有収率は83%となっており、近年の漏水対策により向上してきました。引き続き漏水対策を係属することが必要です。

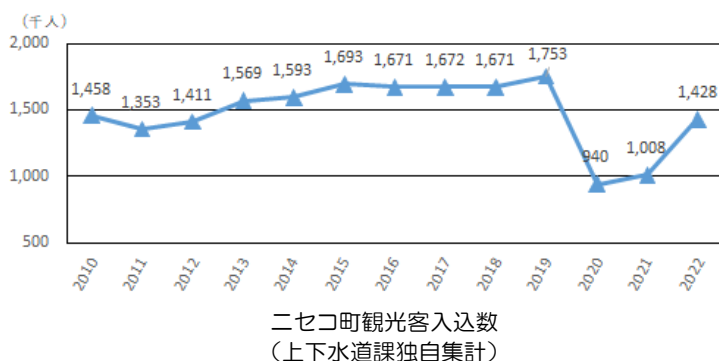
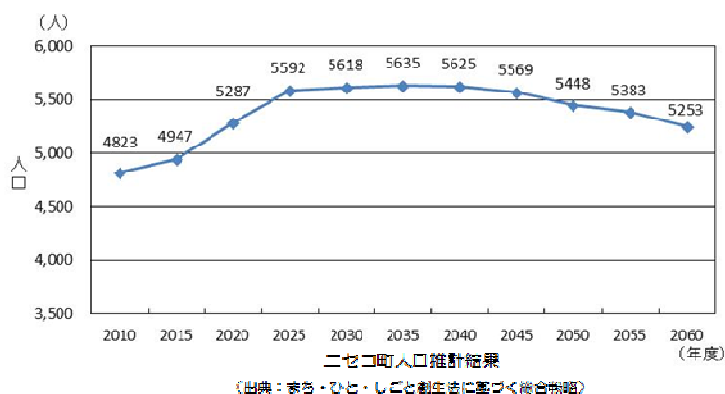
施設利用率については平均値以下となっていますが、国際観光リゾート地を有し、人口規模・施設規模に対する流入人口割合が極めて高く、さらに流入人口（観光客）の季節変動も極めて大きいことも加味する必要があります。特に令和2・3年度は、新型コロナの発生に伴う観光客の大幅な減少により、料金収入額に大きな影響を受けました。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

「ニセコ町人口推計結果」から、ピークとなる令和17年(2035年)まで緩やかに増加すると予測され、現在の給水人口率から給水人口は5,000人前後と推計されます。なお、その後は緩やかに減少していくと予想されます。

一方、ニセコ町では観光関連施設も多く、観光客の使用水量も加味して将来の水需要を推定する必要があり、「ニセコ町観光客数の推計結果」から2055年度の観光客数は1,540,286人と予想されます。



(2) 水需要の予測

「ニセコ町人口推計結果」から人口については、今後10年間は微増傾向であること、また、「ニセコ町観光客数の推計結果」から観光客数も増加傾向となることから、洗濯機やトイレなどの節水型の機器類の普及を考慮しても、有収水量は横ばいから微増となっていくと予想されます。なお、その後は、人口が減少傾向に向かうことから、長期的にみると減少傾向は進むものと考えられます。

(3) 料金収入の見通し

料金収入は人口推移予測と水需要の予測を踏まえて、今後10年間は微増傾向になると予想されます。その後は緩やかに人口減少が進むと見込まれており、料金収入も同様に緩やかに減少するものと予想されます。なお、令和元年(2019年)に将来の設備投資に向けて料金改定を行い、同年12月分から新料金を適用していますが、令和8年3月まで一部の利用者に対し超過料金の経過措置を適用しているため、料金体系の見直しは令和8年3月以降となる見込みです。大幅な値上げは住民生活に大きな負担となることから、長期的・継続的な検証と試算、改定実施を行う必要があります。

(4) 組織の見直し

本町の簡易水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせて、管理職を含め5名(うち1名は会計年度任用職員)で運営しています。水道施設管理技術や知識の継承対策として、水道施設全体の管理業務を民間事業者へ委託し、業務負担の軽減を図っていますが、民間事業者を管理・指示できる知識・技術を有する町職員が少ないため、将来に向けて専門知識を有する職員の採用が大きな課題となっています。

(単位:人)

	2024年	2034年	2044年	2054年	2064年
技術職員	1	1	1	1	1
事務職員	4	4	4	4	4
合計	5	5	5	5	5

3. 経営の基本方針

本町の簡易水道事業では、『ニセコ町水道ビジョン』(平成29年3月策定)で、「持続」「安全」「強靱」の3つの項目について、下記のとおり目標を設定しています。

【ニセコ町水道の理想像】

「持続」いつまでも共にあり続ける水道

- 1 長期施設更新計画の策定
- 2 経営戦略の策定と水道料金の適正化
- 3 官民連携の強化

「安全」いつまでも安全でおいしい水道

- 1 水質管理の強化
- 2 水道施設の安全性の向上

「強靱」災害に負けないしなやかな水道

- 1 重要管路等の耐震化更新
- 2 応急給水体制の強化

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 - (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全な水を安定的に供給するため、老朽化した施設の更新や修繕を計画的に進めます。将来に向けた水需要の高まりも視野に入れ、必要な地区の取水量増強を進めます。
-----	--

○管渠、配水池等の建設・更新に関する事項

老朽管の更新については、令和10年度(2028年度)まで計画策定した管路更新計画に沿って、市街地区、ニセコ地区の更新費を見込んでいます。その後は、順次、老朽化が進んでいる区間、重要管路区間、漏水多発区間を中心に更新を進めます。

取水量増強については、民間アパート建設等による水需要の高まりに伴い、水量不足が見込まれる市街地区の水量確保に向けた導水管及び新配水池の整備費用を見込み、また、取水量減少や使用水量増加が見られるニセコ地区の水量増加に向けた新井戸及び導水管整備を見込んでいます。

現在計画されている取水量増強事業については、事業規模が大きく起債額の増大が予想されており、予定している各種事業の選択・先送りなどの再検討を行います。

その他の設備・機器類については、長期間使用可能なものは長期利用し、必要最小限の費用となるよう見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支改善に向けて有収率の向上に努めるとともに、収入確保のため使用料収納率の向上を図ります。また、国庫補助金や企業債等の資金調達に努めるとともに、経営状況に応じた料金改定の見直しも継続して検討していきます。
-----	--

○財源の目標に関する事項

現在計画している施設更新事業に対し、国庫補助金の対象となる事業内容を整理して計画を作成していますが、近年の本町の財政力指数改善に伴い国庫補助の採択要件が厳しくなっています。可能な限り補助採択となるよう努めるとともに、補助の該当とならない部分については、企業債収入を各年度に計画し、将来負担予測や収支状況、借入可能額を見極めながら、事業運営方針を検討していきます。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口ビジョンにより、当面の間は人口の維持・微増が見込まれ、また、令和元年度に行った料金改定により、一定程度の使用料収入の改善を見込んでいます。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行など外的要因による観光産業を中心とした人口減少及び使用水量の減少など、収支改善の効果を弱める事象もあり、今後も一般会計繰入金が必要となる見込みです。

一般会計の負担軽減と簡易水道事業の経営の健全化に向けて、住民の理解を得つつ料金体系の見直しを検討していきます。

なお、現行料金体系は令和元年12月に改定したもので、令和8年3月まで一部の利用者に対し超過料金の経過措置を適用しているため、料金体系の見直しは令和8年3月以降となる見込みです。

○企業債に関する事項

今後、水道事業を運営していくために必須となる大規模な施設更新事業が予定されており、それに伴いこれまでにない規模の企業債の借入れも行わなければなりません。将来の償還金額や支払利息を的確に予測し、最低限必要となる事業を見極めて、効果的な事業実施を進めます。

○繰入金に関する事項

今後も多くの施設更新事業の実施に伴い、一般会計繰入金の増加が予想されます。継続的な事業見直しなど効率的な運営を進めていきます。また、新たな街区整備などにより必要となる水道施設整備費については、基準内繰入金として適正な費用負担を求め、現在の水道利用者への負担を抑えつつ、事業運営に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

令和4年度から公営企業会計の法適用化に向けた事務員1名が増員となり、水道担当職員2名と会計年度任用職員1名分として人件費を計上し、以降毎年0.5%増で試算しています。

○動力費に関する事項

電気料及びガソリン等の燃料代は、原油価格の影響を大きく受けるため、試算上では毎年0.5%増で試算し、引き続き経費節減・省エネに留意し運営していきます。

○修繕費に関する事項

施設等の老朽化に伴い機器類の不具合が今後増加すると予想されますが、適切なメンテナンスや機能診断の実施に努めることを目標に、毎年0.5%増で修繕費を試算しています。

○委託費に関する事項

近年継続的に労務単価が上昇しているため、毎年0.5%の増加で試算しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	町内各地区の施設の連携・広域化は水源取水量の面から困難と判断されます。他自治体との広域化は地理的・距離的に可能性は低いと考えられます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	PPP/PFIの活用は、本事業の現状から困難と判断していますが、水道施設維持管理業務の民間委託事業者との連携を密にし、効率的な運営に努めていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	管路の更新については、必要最低限の更新率で進め、長期使用が可能な区間については可能な限り使用し、投資の平準化を図る。設備等についても限られた財源に留意し、必要範囲の更新を行い平準化を図っていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	地理的状況、水需要状況を勘案すると、現状設備の廃止・統合は困難と判断されます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	現状の水需要状況を勘案すると、現状設備のスペックダウンは困難と判断されます。
その他の取組	特になし

② 財源についての検討状況等

料	金	令和元年12月分から新しい水道料金体系とし収入基盤の見直しを図りました。今後も継続的に使用者の適正な費用負担について検討し、必要な場合は住民理解を得て、料金体系の見直しを図っていきます。 なお、料金体系の見直しをしたばかりで、令和8年3月まで一部の利用者に対し超過料金の経過措置を適用しているため、料金体系の見直しは令和8年3月以降となる見込みです。	
企	業	債	将来世代へ過度な負担を強いることがないよう、引き続き辺地債、過疎債及び簡易水道事業債を活用しながら、施設更新事業を進めていきます。
繰	入	金	人件費や維持管理費などを極力抑制しながら、繰入金を基準内に納める運営に努めていきます。ただし、今後数年は老朽管の施設等により経費が高騰していくと予想されるため、経費削減に十分留意し、できる限り基準外繰入金を抑制しながら運営していきます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組		なし	
その他の取組		特になし	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	都度、進捗状況を確認、検証するとともに、必要に応じて見直しを行います。
---------------------	-------------------------------------

経営比較分析表（令和5年度決算）

北海道ニセコ町

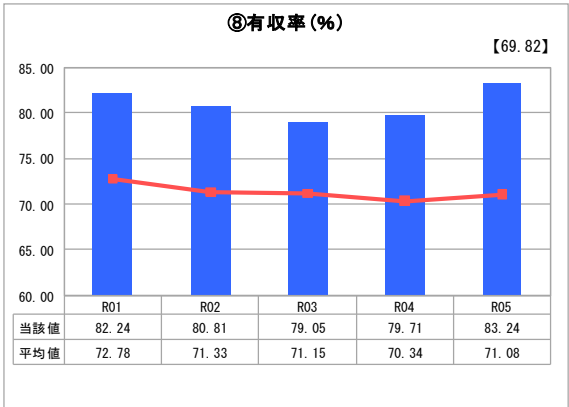
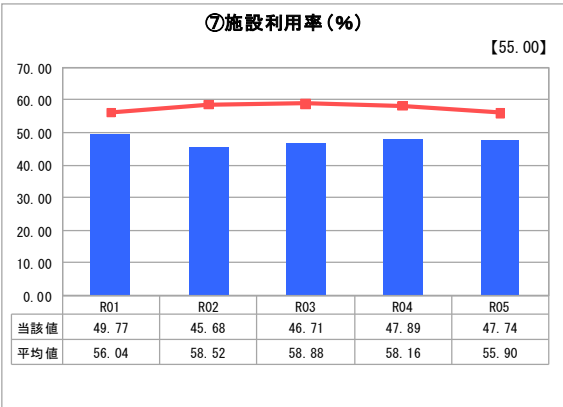
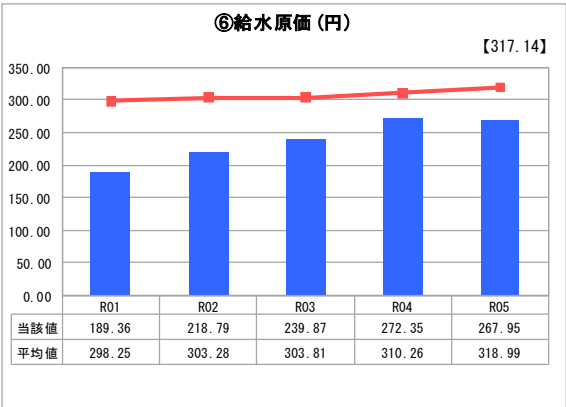
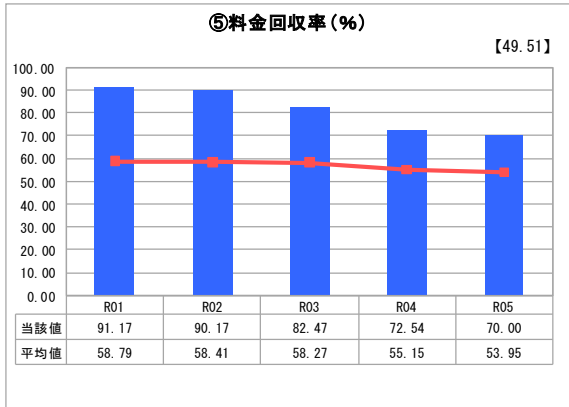
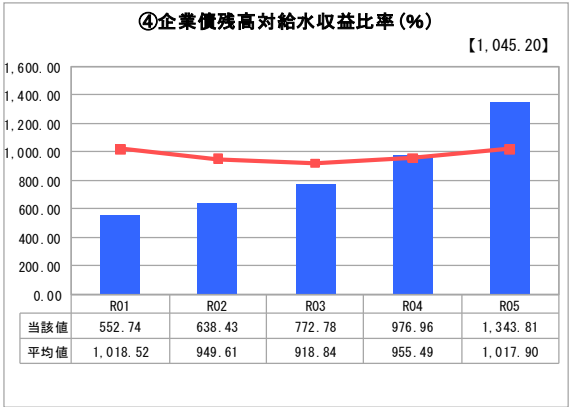
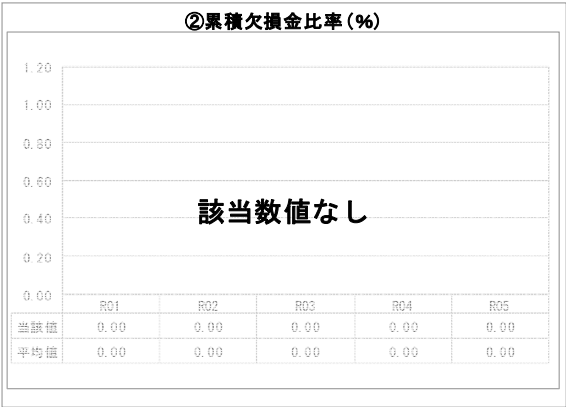
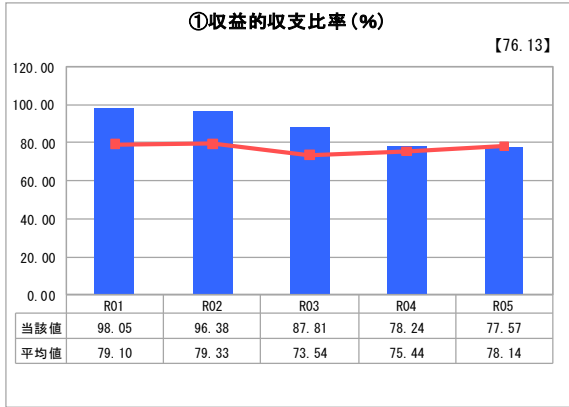
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率（％）	自己資本構成比率（％）	普及率（％）	1か月20m ³ 当たり家庭料金（円）	
－	該当数値なし	87.87	3,750	

人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
5,481	197.13	27.80
現在給水人口（人）	給水区域面積（km ² ）	給水人口密度（人/km ² ）
4,536	52.63	86.19

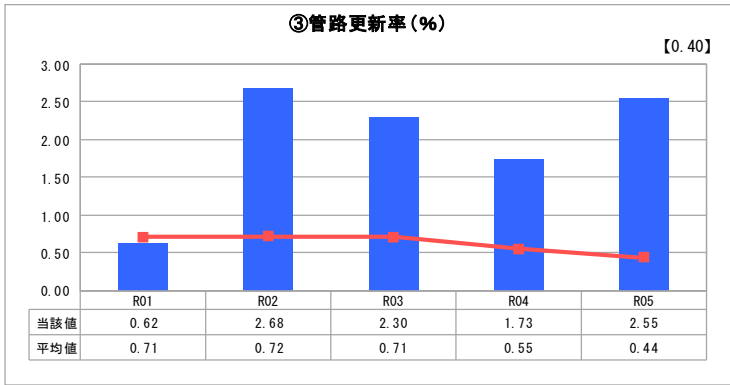
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

過去の新規水道整備等に係る起債償還を進め、企業債残高を着実に減少させてきたが、近年は老朽管の更新や管路の耐震化等を進めているため、企業債残高が増加している。

引き続き、簡水事業の規模・各種条件等も踏まえながら、可能な限り収支比率を100%に近づけられるよう経営改善の取り組みを進めていくことが求められる。

現状としては、類似団体や全国平均に比べ、料金回収率が高く、給水原価も低く抑えられているが、老朽管路が多く、更新や耐震化を進める必要があるため、引き続き経営動向について注視を要する。

有収率は管の老朽化に起因すると思われる漏水等により少しずつ低下傾向ではあったが、近年の老朽管更新により向上してきている。

施設利用率については平均値以下となっているが、国際観光リゾート地を有し、人口規模・施設規模に対する流入人口割合が極めて高く、さらに流入人口（観光客）の季節変動も極めて大きいことも加味する必要がある。

2. 老朽化の状況について

今後の更新にあたっては、耐震化や重要管路の選定等のほか、資金面や更新手法など総合的な検討も随時行いながら実施していく。

令和元年度から進めている老朽化した配水管の更新等を今後も引き続き実施し、その後も一定規模の事業費を確保（事業平準化）のうえ、優先順位の高いものから順次更新老朽化対策を進めていく予定である。

今後は配水管更新のほかに、老朽化による水源・浄水場・配水池の不具合が発生しており、改修または更新を進める必要がある。

全体総括

事業としての規模、諸条件（給水人口、人口密度、地理的条件など）を考慮しつつ、より一層の効率化の取り組みについて検討を進め、経営の健全性向上を図っていく。

令和元年度に水道料金の改定を行い、収入状況の改善を図っているが、今後も引き続き経営状況を見極め、水道料金の見直しや運営体制などについて、検討と実施を進めていく。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)		
区 分									
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 入 益 (A)	114,539	117,011	123,897	137,856	129,272		
		(1) 営 業 収 入 益 (B)	106,837	109,769	110,051	113,650	112,638		
		ア 料 金 収 入 益 (C)	106,498	109,474	109,785	113,360	112,334		
		イ 受 託 工 事 収 入 益 (C)							
		ウ そ の 他 (D)	339	295	266	290	304		
		(2) 営 業 外 収 入 益 (E)	7,702	7,242	13,846	24,206	16,634		
		ア 他 会 計 繰 入 金 (E)	6,199	5,581	5,120	4,746	4,910		
		イ そ の 他 (E)	1,503	1,661	8,726	19,460	11,724		
		収益的支出	2 総 費 用 (D)	68,319	70,459	78,510	97,448	90,243	
	(1) 営 業 費 用 (F)		56,732	60,130	69,091	88,395	80,346		
	ア 職 員 給 与 費 (F)		12,262	12,580	18,772	22,451	21,525		
	ウ ち 退 職 手 当 (F)								
	イ そ の 他 (F)		44,470	47,550	50,319	65,944	58,821		
	(2) 営 業 外 費 用 (G)		11,587	10,329	9,419	9,053	9,897		
	ア 支 払 利 息 (G)		11,587	10,329	9,419	9,053	9,897		
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 (G)								
	イ そ の 他 (G)								
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			46,220	46,552	45,387	40,408	39,029	
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	80,431	221,885	262,609	398,608	573,919		
		(1) 地 方 債 債 償 還 金 (F)	45,000	161,200	197,100	302,300	467,500		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金 (F)							
		(2) 他 会 計 補 助 金 (F)	30,301	29,419	38,380	67,954	55,090		
		(3) 他 会 計 借 入 金 (F)							
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (F)							
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (F)	2,176	15,229	17,171	15,315	27,474		
		(6) 工 事 負 担 金 (F)		14,318					
		(7) そ の 他 (F)	2,954	1,719	9,958	13,039	23,855		
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	126,515	268,591	307,939	438,924	595,754		
		(1) 建 設 改 良 費 (G)	78,022	217,644	253,322	380,110	525,527		
		ウ ち 職 員 給 与 費 (G)							
		(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	48,493	50,947	54,617	58,814	70,227		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (H)							
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (H)							
		(5) そ の 他 (H)							
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 46,084	△ 46,706	△ 45,330	△ 40,316	△ 21,835
		収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			136	△ 154	57	92	17,194
積 立 金 (K)									
前年度からの繰越金 (L)			512	648	494	552	645		
前年度繰上充用金 (M)									
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			648	494	551	644	17,839		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)									
実 質 収 支 黒 字 (P)			648	494	551	644	17,839		
(N)-(O) 赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)									
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			98.1	96.4	93.1	88.2	80.6		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)									
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)			106,837	109,769	110,051	113,650	112,638		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)									
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)									
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)									
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)			106,837	109,769	110,051	113,650	112,638		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)									
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)									
地 方 債 残 高 (X)			588,661	698,914	848,397	1,107,483	1,509,556		
○他会計繰入金									
年 度			前々年度	前々年度	前々年度	前々年度	前年度		
区 分			(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		6,199	5,581	5,120	4,746	4,910		
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	6,199	5,581	5,120	4,746	4,910			
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金								
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		30,301	29,419	38,380	67,954	55,090		
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	26,671	28,020	30,039	32,347	38,624			
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	3,630	1,399	8,341	35,607	16,466			
合 計			36,500	35,000	43,500	72,700	60,000		

[illegible]

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度 区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)
資本的 収 入 <															

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）	令和13年度 （2031年度）	令和14年度 （2032年度）	令和15年度 （2033年度）	令和16年度 （2034年度）
収 益 的 収 支 分					47,730	63,834	59,124	122,062	125,157	173,209	248,736	261,111	277,118	281,450	267,724
					6,976	10,904	10,208	14,086	14,447	14,453	14,351	14,160	13,909	13,589	12,800
					40,754	52,930	48,916	107,976	110,710	158,756	234,385	246,951	263,209	267,861	254,924
資 本 的 収 支 分					23,920										
					23,920										
合 計					71,650	63,834	59,124	122,062	125,157	173,209	248,736	261,111	277,118	281,450	267,724

原価計算表

年 月 日

人

自 年 月 至 年 月

(年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
料 金 (X)	千円 122,871	千円 115,182	千円	千円 115,182
給 水 装 置 工 事 費	0	0		0
そ の 他	355	268		268
合 計	123,226	115,450	0	115,450

支出の部

項 目				金 額			
				最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
取水・貯水及び導水費	人件費	給料	千円	千円	千円	千円	
		諸手当				0	
		福利費				0	
	電力		費			0	
	修繕		費			0	
	用水		費			0	
	減価償却	費			0		
	その他				0		
小計			0	0	0	0	
浄水及び送水費	人件費	給料				0	
		諸手当				0	
		福利費				0	
	浄水用品		費			0	
	電力		費			0	
	修繕		費			0	
	減価償却	費			0		
	その他				0		
小計			0	0	0	0	
配水装置工事費	人件費	給料				0	
		諸手当				0	
		福利費				0	
	電力		費	4,875	5,091	5,091	
	修繕		費	649	669	669	
	減価償却	費			0		
	その他		56,423	60,989	60,989		
	小計			61,947	66,749	0	66,749
給水装置工事費	人件費	給料				0	
		諸手当				0	
		福利費				0	
	材料		費			0	
その他				0			
小計			0	0	0	0	

支 出 の 部

項 目			金 額			
			最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
一般管理費	人 給 料		9,763	10,075		10,075
	件 諸 手 当		7,272	7,322		7,322
	費 福 利 費		2,176	2,187		2,187
	備 品 費					0
	消 耗 品 費					0
	通 信 運 搬 費					0
	光 熱 費					0
	修 繕 費					0
	公 課					0
	支 払 利 息		13,952	23,988		23,988
小 計	減 価 償 却 費		111,945	138,827		138,827
	そ の 他					0
小 計			145,108	182,399	0	182,399
合 計 (Y)			207,055	249,148	0	249,148

資 産 維 持 費 (Z)	81,953
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	331,101

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 34.8\%$$

<料金水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。